

# 後期高齢者医療のお知らせ

申請・問い合わせ先／市役所保険医療課高齢者医療係 TEL.76-8153

## 新しい保険証を発送

8月1日(火)から有効の新しい保険証(オレンジ色)を発送しました。お手元に届かない場合は、ご連絡ください。これまでお使いの保険証(青色)は、8月以降に市役所へお越しの際に返却してください。

## 平成29年度の保険料額決定通知書を発送

平成28年中の所得などから算定した本年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を8月上旬に発送します。

### 保険料の算出方法

①所得割額=賦課のもととなる所得金額※×所得割率(9.54%)

②均等割額=46,984円

年間保険料額=①+②(年間保険料額は57万円が限度)

上記算出方法のほか、所得が低い世帯のかたは、軽減された保険料になります。

※平成28年中の総所得金額等-33万円(基礎控除)

## 市民税非課税世帯のかたへ 限度額適用・標準負担額減額認定申請

市民税非課税世帯のかたは、申請により認定を受けると、医療機関などの窓口で支払う医療費の自己負担限度額や入院時の食事代などが減額されます。なお、すでに7月31日までの認定を受けていたかたで、8月1日以降も対象となるかたには、新しい認定証を発送しました。

**対象者** 市民税非課税世帯のかた

▼区分Ⅰ/世帯全員の各種所得(公的年金は控除額を80万円で計算)が0円の世帯

▼区分Ⅱ/区分Ⅰに該当しない世帯

**申請に必要なもの** ▼申請書(保険医療課で配布)▼保険証▼印鑑(朱肉を使うもの)

## 自己負担限度額など

「一般」のかたの自己負担限度額が8月から変わりました。

負担区分	医療費自己負担限度額 (1か月につき)		入院時の食事代 (1食につき)		
	個人の限度額 (外来のみ)	世帯の限度額 (外来+入院)			
認定前	一般	14,000円※2	57,600円※3	360円	
	指定難病(区分Ⅰ・Ⅱ以外)			260円	
認定後	区分Ⅱ	8,000円	24,600円	入院90日まで	210円
				入院91日以上※1	160円
	区分Ⅰ	8,000円	15,000円	100円	

※1 直近の12カ月間で、区分Ⅱの判定を受けている期間の入院日数(県外の後期高齢者医療や他の健康保険(国民健康保険や職場の健康保険など)加入期間の入院も合算可)

※2 年間(8月~平成30年7月)144,000円を上限

※3 負担区分が「一般」で、過去12カ月以内に3回以上、限度額を超えた場合は、4回目から44,400円となります。